

原子力災害対策指針要求内容への対応状況

【原子力災害対策指針（第2 原子力災害事前対策）に示された基本的考え方（抄）】

（1）原子力災害事前対策の基本的考え方

○ 平時から、適切な緊急時の計画の整備を行い、訓練等によって実行できるように、準備を十分行っておく必要がある。

（2）緊急事態における防護措置実施の基本的考え方

○ 準備段階では、原子力事業者、国、地方公共団体等がそれぞれの行動計画を策定して関係者に周知するとともに、これを訓練等で検証・評価し、改善する必要がある。

○ 情報提供や防護措置の準備を含めた必要な対応について、あらかじめ原子力事業者は原子力事業者防災業務計画に、国は防災基本計画や原子力災害対策マニュアル等に、地方公共団体は地域防災計画（原子力災害対策編）に、それぞれ定めておかなければならない。

原子力災害対策指針 第2 原子力災害事前対策	「川内地域の緊急時対応について」該当ページ	鹿児島県地域防災計画 （平成25年度版） 第3章 原子力災害事前対策	薩摩川内市地域防災計画 （平成25年度版） 第3章 原子力災害事前対策計画	いちき串木野市（H25.5）阿久根市（H25.5）鹿児島市、出水市（H25.6）日置市、始良市（H25.5）さつま町、長島町（H25.6）
<p>（3）原子力災害対策重点区域 原子力災害対策重点区域の設定に当たっての留意点 地方公共団体は、各地域防災計画（原子力災害対策編）を策定する際には、上記（i）（ ）で述べた考え方（注：（ ）EAL、（ ）OIL）を踏まえつつ、区域を設定する必要がある。</p>	<p>1．川内地域の概要 原子力災害対策重点区域の概要（4ページ）</p>	<p>原子力災害対策指針で示されている目安を踏まえ、施設の特性、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、具体的な地域を定めるとし、PAZ及びUPZの地区を記載。 【第1章 総則 第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲】</p>	<p>水引、滄浪、寄田、峰山地区の全域をPAZに指定。UPZを具体的な地区名で指定。 【第1章 総則 第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲】</p>	<p>いちき串木野市、阿久根市：市内全域をUPZに指定。 鹿児島市：郡山町、郡山岳町、西俣町、花尾町及び有田町の各一部を指定。 出水市：地域、地区（自治会等）を指定。 日置市：大字及び自治会を指定。 始良市：蒲生町白男松生集落を指定。 さつま町：地域、地区（公民会等）を指定。 長島町：大字山門野の田尻、火ノ浦地区、大字下山門野の汐見、渦、広野地区を指定</p>
<p>（5）緊急時における住民等への情報提供の体制整備 地域防災計画（原子力災害対策編）等において、情報伝達に関する責任者及び実施者をあらかじめ定め、同様にして定めた一定の区域又は集落の責任者や住民等に迅速かつ正確な情報が伝達される仕組みを構築することが必要である。このため、 緊急時の通報連絡体制 緊急時モニタリング等の結果の解釈の仕方 住民等の避難経路・場所 医療機関の場所 防災活動の手順等 について、平時から情報提供をしておく必要がある。また、情報の伝達に必要な設備を整備しなければならない。</p>	<p>2．緊急事態対応体制 住民への情報伝達体制（15ページ）</p>	<p>住民等に提供すべき情報について、災害対応の段階や場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理するとともに、的確な情報を常に伝達できるよう、県防災行政無線、広報車両等の施設、装備の整備を図る旨を記載。また、多様なメディアの活用体制の整備に努める旨を記載。 【第3章 第13節 住民等への的確な情報伝達体制の整備】</p> <p>住民等に対する普及啓発として、モニタリング結果の解釈の仕方、緊急時にとるべき行動、などの広報活動を実施する旨を記載。 【第3章 第15節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及啓発及び情報発信】</p> <p>防災行政無線、J-ALERT、テレビ、ラジオを効果的に活用する。インターネットや緊急速報（エリアメール等）ワンセグ放送等の多様なメディアの活用体制の整備に努める旨記載している。 【第8節 複合災害に備えた体制の整備 6 住民等への的確な情報伝達体制の整備】</p>	<p>市民等に提供すべき情報について、災害対応の段階や場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理するとともに、的確な情報を常に伝達できるよう、県防災行政無線等の無線設備（個別受信機を含む。）広報車両等の施設、装備の整備を図る旨を記載。また、多様なメディアの活用体制の整備に努める旨を記載。 【第3章 第13節 住民等への的確な情報伝達体制の整備】</p> <p>住民等に対する普及啓発として、モニタリング結果の解釈の仕方、緊急時にとるべき行動、などの広報活動を実施する旨を記載。 【第3章 第14節 原子力防災等に関する市民等に対する知識の普及啓発及び情報発信】</p> <p>住民の避難場所、避難経路について、広域避難計画を作成し提供している。</p>	<p>住民の避難場所、避難経路について、広域避難計画を作成し提供している。</p> <p>いちき串木野市：薩摩川内市と同様の記載。【第4章 第9節 住民等への的確な情報伝達活動】 阿久根市：薩摩川内市と同様の記載。【第3章 第10節 住民等への的確な情報伝達体制の整備】 鹿児島市：薩摩川内市と同様の記載。【第3章 第6節 1 情報の収集・連絡体制等の整備】 出水市：薩摩川内市と同様の記載。【第3章 第13節 住民等への的確な情報伝達体制の整備】 日置市：薩摩川内市と同様の記載。【第3章 第12節 住民等への的確な情報伝達体制の整備】 始良市：薩摩川内市と同様の記載。【第3章 第12節 住民等への的確な情報伝達体制の整備】 さつま町：薩摩川内市と同様の記載。【第3章 第13節 住民等への的確な情報伝達体制の整備】 長島町：薩摩川内市と同様の記載。【第2章 第5節 情報収集・連絡体制の整備】</p>
<p>（6）緊急時モニタリングの体制整備 事前対策として、迅速な緊急時モニタリングを可能とする計画を準備しておく必要がある。また、様々な要因により要員や資機材が不足する可能性に留意し</p>	<p>7．緊急時モニタリングの実施体制 緊急時モニタリングの体制（65ページ）</p>	<p>警戒本部を設置した時は、直ちに環境放射線監視センター内に環境放射線チームを設置する旨記載している。（緊急時モニタリングチームが設置されら場合には、そちらに移行する。）</p>	<p>県が行う緊急時モニタリングに協力する旨を記載。 緊急時モニタリングの体制、関係機関へ</p>	<p>いちき串木野市：県の計画を抜粋して記載。【第4章 第3節 緊急時モニタリング】 阿久根市：県が行う緊急時モニタリングに協力する旨を記載。【第4章 第2節 4 放射性物質又は放射線の影響の早</p>

<p>つつ、緊急時モニタリングの機能が損なわれないような対策を講じておく必要がある。</p> <p>方公共団体は、あらかじめ緊急時モニタリング計画を作成する。計画には、事故の状況に応じた具体的な実施項目や実施主体等の項目を記載する。</p> <p>緊急時モニタリングの結果の解釈の仕方について地域の特性に応じて事前に整理しておく。</p>	<p>鹿児島県における環境放射線モニタリング体制（６６、６７ページ）</p> <p>緊急時モニタリング実施計画（６８ページ）</p> <p>川内地域の既設固定観測局及び一時移転等の実施単位（６９ページ）</p> <p>緊急時モニタリング動員計画（７０ページ）</p>	<p>緊急時モニタリング実施体制の整備として、緊急時モニタリング計画の作成、資機材等の整備・維持、要員の確保、訓練等を通じた測定品質の向上、緊急時予測システムや緊急時対策支援システムの整備を行う旨記載されている。また、別表として、組織図及び業務、通信連絡系統図が整理されている。</p> <p>【第３章 第７節 １２ モニタリング体制等】</p>	<p>の協力要請、緊急時モニタリングの実施については、県の計画を抜粋して記載。</p> <p>【第４章 第３節 緊急時モニタリング】</p>	<p>期把握のための活動】</p> <p>鹿児島市：県の計画を抜粋して記載。【第４章 第４節 緊急時モニタリング】</p> <p>出水市：阿久根市と同様の記載。【第４章 第２節 ４ 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動】</p> <p>日置市：県の計画を記載。【第４章 第４節 第４ 緊急時モニタリングの実施】</p> <p>始良市：県の計画を抜粋して記載。【第４章 第３節 緊急時モニタリング】</p> <p>さつま町：阿久根市と同様の記載。【第４章 第２節 ４ 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動】</p> <p>長島町：阿久根市と同様の記載。【第３章 第３節 ２ 緊急時モニタリング活動】</p>
<p>（７）被ばく医療体制の整備</p> <p>各医療機関が各々の役割を担うことが必要であり、平時から救急・災害医療機関が被ばく医療に対応できる体制と指揮系統を整備・確認しておくことが重要である。</p> <p>緊急被ばく医療の実践には、基本的な放射線医学に関する知識と技術が必要であり、そのための教育・研修・訓練等を実施する必要がある。国及び地方公共団体は、このような役割を担う医療機関等を組み込んだ被ばく医療体制を整備する必要がある。</p> <p>被ばく医療の実施体制</p> <p>被ばく医療機関等の教育・研修・訓練等</p> <p>安定ヨウ素剤の予防服用体制</p> <p>PAZにおいては、地方公共団体が事前に住民に対し安定ヨウ素剤を配布することができる体制を整備する必要がある。</p> <p>事前配布用の安定ヨウ素剤を購入し、公共施設で管理する。</p> <p>事前配布のために原則として住民への説明会を開催する。医師等により留意点等を説明し、説明書とともに安定ヨウ素剤を配布する。</p> <p>予備の安定ヨウ素剤を備蓄する。</p> <p>更新時期の管理方法と期限切れ製剤の確実な回収方法についてあらかじめ定め、実施する。</p> <p>PAZ外においては、避難等と併せて安定ヨウ素剤の服用を行うことができる体制を整備する必要がある。緊急時に備え安定ヨウ素剤を購入し、避難の際に学校や公民館等で配布する等の配布手続きをさだめ、適切な場所に備蓄する。</p>	<p>８．緊急被ばく医療の実施体制</p> <p>緊急被ばく医療体制（７６ページ）</p> <p>PAZ圏内住民に対する安定ヨウ素剤の事前配布（７３ページ）</p> <p>避難住民に対する安定ヨウ素剤の備蓄状況と緊急配布（７４ページ）</p>	<p>国と協力し、緊急被ばく医療体制の構築、緊急被ばく医療派遣体制及び受入れ体制の整備・維持を行う旨を記載。具体的には、中核となる被ばく医療機関の選定、医療情報システムの整備、広域的な体制の整備に努めるとしている。</p> <p>【第３章 第１２節 ３ 医療活動用資機材及び緊急被ばく医療活動体制等の整備】</p> <p>薩摩川内市及び関係周辺市町と協力し、安定ヨウ素剤を整備する旨を記載。人口を基に必要数量を整備し、配布場所及び年齢によって異なる服用量及び服用の留意点を、あらかじめ住民に周知するとしている。</p> <p>【第３章 第１２節 ４（１）ア 安定ヨウ素剤の整備】</p>	<p>県の計画を抜粋して記載。</p> <p>【第３章 第１１節 第３ 医療活動用資機材及び緊急被ばく医療活動体制等の整備】</p>	<p>いちき串木野市：薩摩川内市と同様の記載。【第４章 第１１節 第３ 医療活動用資機材及び緊急被ばく医療活動体制等の整備】</p> <p>阿久根市：薩摩川内市と同様の記載。【第３章 第９節 １～３ 救助・救急、医療、消火及び防護資器材等の整備】</p> <p>鹿児島市：薩摩川内市と同様の記載。【第３章 第１２節 ３ 医療活動用資器材及び緊急被爆医療活動体制等の整備】</p> <p>出水市：薩摩川内市と同様の記載。【第３章 第１２節 ３ 医療活動用資器材及び緊急被爆医療活動体制等の整備】</p> <p>日置市：薩摩川内市と同様の記載。【第３章 第１１節 第３】</p> <p>始良市：薩摩川内市と同様の記載。【第３章 第１１節 救助・救急、医療、消化及び防護資器材等の整備】</p> <p>さつま町：薩摩川内市と同様の記載。【第３章 第１２節 ３ 医療活動用資器材及び緊急被爆医療活動体制等の整備】</p> <p>長島町：薩摩川内市と同様の記載。【第２章 第８節 ３ 緊急被爆医療の活動体制の強化】</p>
<p>（８）平時からの住民等への情報提供</p> <p>放射性物質及び放射線の特性</p> <p>原子力事業所の概要</p> <p>原子力災害とその特殊性</p> <p>原子力災害発生時における防災対策の内容</p>		<p>住民等に対する普及啓発として、放射性物質及び放射線の特性に関する事、原子力発電所の概要に関する事、原子力災害とその特性に関する事、緊急時の県や国等の対策に関する事、などの広報活動を実施する旨を記載。</p> <p>【第３章 第１５節 原子力防災等に関する</p>	<p>市民等に対する普及啓発として、放射性物質及び放射線の特性に関する事、原子力発電所の概要に関する事、原子力災害とその特性に関する事、緊急時の県や国等の対策に関する事、などの広報活動を実施する旨を記載。</p>	<p>いちき串木野市：薩摩川内市と同様の記載。【第３章 第１４節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及啓発及び情報発信】</p> <p>阿久根市：薩摩川内市と同様の記載。【第３章 第１２節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信】</p>

		住民等に対する知識の普及啓発及び情報発信】	【第3章 第15節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及啓発及び情報発信】	鹿児島市：薩摩川内市と同様の記載。【第3章 第13節 住民等への的確な情報伝達体制の整備】 出水市：薩摩川内市と同様の記載。【第3章 第13節 住民等への的確な情報伝達体制の整備】 日置市：薩摩川内市と同様の記載。【第3章 第13節 住民等への的確な情報伝達体制の整備】 始良市：薩摩川内市と同様の記載。【第3章 第12節 住民等への的確な情報伝達体制の整備】 さつま町：薩摩川内市と同様の記載。【第3章 第13節 住民等への的確な情報伝達体制の整備】 長島町：薩摩川内市と同様の記載。【第2章 第12節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発】
<p>（9）オフサイトセンター等の整備 発電用原子炉のオフサイトセンターについては、PAZ 及び UPZ の目安を踏まえた範囲に立地すること 必要な放射線防護対策が講じられていること 地方公共団体と緊密に連携できること 代替施設の確保や通信経路の複線化等の方策が講じられていること</p>	<p>1. 川内地域の概要 オフサイトセンターの放射線防護対策・電源対策 （13ページ）</p>	<p>オフサイトセンター 薩摩川内市神田町1-3 鹿児島県原子力防災センター 代替オフサイトセンター 日置市東市来町長里1020-1 消防学校 鹿児島市鴻池新町10-1 鹿児島県庁行政庁舎 【第2章 第2節 2(2)現地対策本部 ア設置】</p> <p>国と連携して、非常用電話、ファクシミリ、テレビ会議システム、衛星電話その他非常用通信機器の整備を推進する旨記載している。 国と連携して、過酷事故後についても継続的に活動することのできる施設、設備、防護資機材、資料等について整備、維持、管理を行う旨を記載している。 国と連携し、オフサイトセンターが使用できない場合に、これを代替する施設への移転・立上げ体制を確保するとともに、搬送資機材の搬送計画をあらかじめ定めておくものとする。 【第2章 第7節 11 オフサイトセンター】</p>		
<p>（10）諸設備の整備 放射線の量を様々な局面で計測する設備や機器、広範囲に及ぶ放射線の影響を各種データから解析し避難等の判断に資するシステム、状況や措置に関する情報を地域住民、関係機関、原子力事業者の間で迅速かつ正確に共有するためのインフラ等を整備しなければならない。これらの設備や機器等の整備に当たっては、地震等の自然災害への頑健性を配慮しなければならない。 放射線の影響下であるための防護資機材の整備が必要である。特に、汚染地域で活動する防災業務関係者等の救急活動を実施するための者の防護装備の整備が必要である。 救急・災害医療のための設備、資機材等については、以下の点を踏まえて整備を行わなければならない</p>		原子力施設等緊急時安全対策交付金等による整備を行っている。		

<p>い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に必要な連絡先を含めた連絡網(連絡網の更新確認も含む) ・災害時においても利用可能なネットワークシステムによる画像転送設備 ・複合災害においても利用可能な情報網及び情報連絡設備 <p>一般的な災害対策と同様に、避難のための道路の整備、輸送手段の確保、避難所等の整備などが必要となる</p>				
<p>(11) 防災関係資料の整備</p> <p>組織体制に関する資料、社会環境に関する資料、放射性物質又は放射線の影響推定に関する資料を常備する必要がある。</p> <p>オフサイトセンターには、関係機関と共有すべき資料を常備しておく必要がある。</p> <p>電源喪失の影響を受けない媒体と閲覧手段を用いて保存する。</p> <p>常に最新のものに更新する仕組みを構築する。</p>		<p>県は、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、更新し、災害対策本部やオフサイトセンターに備え付ける旨を記載している。</p> <p>【第3章 第5節 2 情報の分析整理と活用体制の整備】</p>	<p>地域防災計画資料編を作成・公表。</p>	<p>いちき串木野市：原子力発電所に関する資料、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、更新し、防災担当課に備え付ける旨を記載している。【第3章 第5節 第2 情報の分析整理と活用体制の整備 3 防災対策上必要とされる資料の備え付け】</p> <p>阿久根市：いちき串木野市と同様の記載。【第3章 第5節 第2 情報の収集・連絡体制等の整備】</p> <p>鹿児島市：いちき串木野と同様の記載。【第3章 第6節 情報の収集・連絡体制等の整備】</p> <p>出水市：いちき串木野と同様の記載。【第3章 第6節 情報の収集・連絡体制等の整備】</p> <p>日置市：いちき串木野と同様の記載。【第3章 第6節 情報の収集・連絡体制等の整備】</p> <p>始良市：いちき串木野と同様の記載。【第3章 第5節 情報の収集・連絡体制等の整備】</p> <p>さつま町：いちき串木野と同様の記載。【第3章 第6節 情報の収集・連絡体制等の整備】</p> <p>長島町：いちき串木野と同様の記載。【第2章 第5節 情報収集・連絡体制の整備】</p>
<p>(12) 防災業務関係者等に対する教育及び訓練</p> <p>教育</p> <p>防災業務関係者に対して、それぞれの責任範囲、任務内容、手順等を理解させる。</p> <p>訓練を通じて、防災計画、施設・設備・機器の機能、対策の準備状況、対応者の判断能力等の全体的な実効性を確認するとともに、防災体制の改善を図る。防災活動の各要素の熟練度を高めていくこと、及び総合的な防災訓練を実施する。訓練の実施後には、その結果を評価して必要な改善を行う等、防災体制の更なる改善を図る。</p>		<p>国や指定公共機関等が実施する、原子力防災に関する研修を積極的に活用する、国や防災関係機関と連携して、防災業務関係者を対象に以下の研修を実施し、研修成果を訓練等において具体的に確認する旨を記載している。</p> <p>(1) 原子力防災体制及び組織に関すること。</p> <p>(2) 原子力発電所の概要に関すること。</p> <p>(3) 原子力災害とその特性に関すること。</p> <p>(4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。</p> <p>(5) モニタリングと予測の役割分担、モニタリング実施方法及び機器に関すること。</p> <p>(6) 原子力防災対策上の諸設備に関すること。</p> <p>(7) 緊急時に市・県や国等が講じる対策の内容に関すること。</p> <p>(8) 緊急時に市民等がとるべき行動及び留意事項に関すること。</p> <p>(9) 放射線緊急被ばく医療に関すること。</p> <p>(10) その他の緊急時対応に関すること。</p> <p>【第3章 第16節 防災業務関係者の人材</p>	<p>国や指定公共機関等が実施する、原子力防災に関する研修を積極的に活用する、国や防災関係機関と連携して、防災業務関係者を対象に以下の研修を実施し、研修成果を訓練等において具体的に確認する旨を記載している。</p> <p>(1) 原子力防災体制及び組織に関すること。</p> <p>(2) 原子力発電所の概要に関すること。</p> <p>(3) 原子力災害とその特性に関すること。</p> <p>(4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。</p> <p>(5) モニタリングと予測の役割分担、モニタリング実施方法及び機器に関すること。</p> <p>(6) 原子力防災対策上の諸設備に関すること。</p> <p>(7) 緊急時に市・県や国等が講じる対策の内容に関すること。</p> <p>(8) 緊急時に市民等がとるべき行動及び留意事項に関すること。</p>	<p>いちき串木野市：薩摩川内市と同様の記載。【第3章 第15節 防災業務関係者の人材育成】</p> <p>阿久根市：薩摩川内市と同様の記載。【第3章 第13節 防災業務関係者の人材育成】</p> <p>鹿児島市：薩摩川内市と同様の記載。【第3章 第16節 防災業務関係者の人材育成】</p> <p>出水市：薩摩川内市と同様の記載。【第3章 第16節 防災業務関係者の人材育成】</p> <p>日置市：薩摩川内市と同様の記載。【第3章 第15節 防災業務関係者の人材育成】</p> <p>始良市：薩摩川内市と同様の記載。【第3章 第15節 防災業務関係者の人材育成】</p> <p>さつま町：薩摩川内市と同様の記載。【第3章 第16節 防災業務関係者の人材育成】</p> <p>長島町：薩摩川内市と同様の記載。【第2章 第13節 防災業務関係者に対する研修及び人材育成】</p>

		育成】	(9)放射線緊急被ばく医療に関すること。 (10)その他の緊急時対応に関すること。 【第3章 第15節 防災業務関係者の人材育成】	
--	--	-----	---	--

【原子力災害対策指針（第3 緊急事態応急対策）に示された基本的考え方】

<p>(1) 緊急事態応急対策の基本的考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 原子力災害の発生時においては、限られた時間内に得られる確実性の高い情報に基づき住民等の防護措置を的確かつ迅速に講じることが必要である。 ○ その際、観測可能な数値に基づき、当事者が事態に応じた防護措置を行う事が重要である。

原子力災害対策指針 第3 緊急事態応急対策	「川内地域の緊急時対応について」該当ページ	鹿児島県地域防災計画 (平成25年度版) 第4章 緊急事態応急対策	薩摩川内市地域防災計画 (平成25年度版) 第4章 緊急事態応急対策計画	いちき串木野市(H25.5) 阿久根市(H25.5) 鹿児島市、出水市(H25.6) 日置市、始良市(H25.5) さつま町、長島町(H25.6)
<p>(2) 異常事態の把握及び緊急事態応急対策 以下の流れに沿って、緊急事態応急対策を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警戒事態、施設敷地緊急事態に至った旨の通報を受けた場合には、全面緊急事態に備えた防護措置の準備や住民等への情報提供等を開始する。 ・全面緊急事態に至った旨の通報を受けた場合には、予防的防護措置を行う。 ・その後、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、避難や一時移転、飲食物摂取制限等の防護措置を行う。 <p>(5) 防護措置 避難及び一時移転</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PAZにおいては、全面緊急事態に至った時点で、避難を実施する。 ・UPZにおいては、原子力施設の状況に応じて、段階的に避難を行うことも必要。また、緊急時モニタリングを行い、OILに基づき避難や一時移転を実施する。 ・UPZ外においては、放射性物質の放出後については、UPZにおける対応と同様。 ・一般住民はもとより、災害時要援護者等に対し、早い段階からの対処や必要な支援の手当てなどについて、配慮しなければならない。可能な限り少ない移転となるよう、避難場所の事前調整が必要である。 ・避難が遅れた住民や病院、介護施設、学校、公民館等の避難所として活用可能な施設等に、機密性の向上等の放射線防護対策を講じておく。 <p>屋内退避</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PAZにおいては、全面緊急事態に至った時点で、避難を実施する。 ・UPZにおいては、段階的な避難やOILに基づく 	<p>3. PAZ圏内の施設敷地緊急事態における対応</p> <p>薩摩川内市における初動対応(19ページ)</p> <p>住民への情報伝達(20ページ)</p> <p>PAZ圏内の医療機関及び社会福祉施設の避難先(21ページ)</p> <p>PAZ圏内の在宅の避難行動要支援者への対応(22ページ)</p> <p>避難を行うことにより健康リスクが高まる在宅の避難行動要支援者に係る対応(23ページ)</p> <p>PAZ圏内の学校・保育所の児童等の避難(24ページ)</p> <p>施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力(25ページ)</p> <p>施設敷地緊急事態での輸送能力の確保(26ページ)</p> <p>4. PAZ圏内の全面緊急事態における対応</p> <p>PAZ圏内の住民の避難先(28ページ)</p> <p>自家用車で避難できない住民の数(29ページ)</p> <p>PAZ圏内の観光客及び民間企業の従業員の数(30ページ)</p> <p>全面緊急事態で必要となる輸送能力(31ページ)</p> <p>全面緊急事態での輸送能力の確保(32ページ)</p> <p>PAZ圏内4地区から避難先施設までの経路(33、34、45、36ページ)</p>	<p>以下の項目について記載している。</p> <p>1 避難、屋内退避等の防護措置の実施</p> <p>(1) 避難準備</p> <p>ア 住民の避難準備</p> <p>イ 病院等医療機関等の避難準備</p> <p>ウ 段階的避難への配慮</p> <p>(2) PAZ内における避難等の防護措置の実施</p> <p>ア 施設敷地緊急事態要避難者に係る避難の準備</p> <p>イ 避難の準備等</p> <p>ウ 避難の実施等</p> <p>エ 県の応急措置</p> <p>オ 薩摩川内市の緊急措置</p> <p>(3) UPZ内における緊急時防護措置の実施</p> <p>ア 国の指示等に基づく避難等の実施</p> <p>イ 国や県の助言等</p> <p>ウ 知事の意見陳述</p> <p>(4) UPZ外における防護措置の実施</p> <p>(5) 避難方法</p> <p>ア 避難の手段</p> <p>イ 避難車両の手配</p> <p>ウ 運送事業者への要請・指示</p> <p>(6) 交通誘導</p> <p>ア 県警察等による交通誘導</p> <p>イ 受入市町村の協力</p> <p>(7) 受入市町村の協力</p> <p>(8) 避難開始当初の避難所の開設・運営に係る受入れ市町村の協力</p> <p>(9) 甑島における対応</p> <p>(10) 県域を越える広域避難を要する事態となり、広域避難収容に関する国の支援が必要と判断される場</p>	<p>以下の項目について記載している。</p> <p>第1 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施</p> <p>1 避難準備</p> <p>(1) 市民等の避難準備</p> <p>(2) 病院等医療機関等の避難準備</p> <p>(3) 段階的避難への配慮</p> <p>2 PAZ内における予防的防護措置の実施</p> <p>(1) 災害時要援護者等に係る予防的防護措置(避難)の準備</p> <p>(2) 予防的防護措置(避難)の準備等</p> <p>(3) 予防的防護措置の実施等</p> <p>(4) 県の応急措置</p> <p>(5) 市の応急措置</p> <p>3 UPZ内における緊急防護措置の実施</p> <p>(1) 国の指示等に基づく避難等の実施</p> <p>(2) 市長の意見陳述</p> <p>4 UPZ外における防護措置</p> <p>5 避難方法</p> <p>(1) 避難の手段</p> <p>(2) 避難車両の手配</p> <p>6 避難状況の確認</p> <p>7 交通誘導</p> <p>(1) 県警察等による交通誘導</p> <p>(2) 受入市町村の協力</p> <p>8 受入市町村への指示</p> <p>9 避難開始当初の避難所の開設・運営に係る受入市町村の協力</p> <p>10 甑島における対応</p> <p>11 市民等への避難指示</p> <p>(1) 避難指示の伝達</p> <p>(2) 避難誘導時の情報提供</p>	<p>いちき串木野市：薩摩川内市と同様の項目を記載。【第4章 第4節 第1、第5】</p> <p>阿久根市：薩摩川内市と同様の記載。【第4章 第4節 屋内退避、避難収容等の防護活動】</p> <p>鹿児島市：薩摩川内市と同様の記載。【第4章 第5節 屋内退避、避難収容等の防護活動】</p> <p>出水市：薩摩川内市と同様の記載。【第4章 第4節 屋内退避、避難収容等の防護活動】</p> <p>日置市：薩摩川内市と同様の記載。【第4章 第5節 屋内退避、避難収容等の防護活動】</p> <p>始良市：薩摩川内市と同様の記載。【第4章 第4節 第1 屋内退避、避難収容等の防護活動の実施】</p> <p>さつま町：薩摩川内市と同様の記載。【第4章 第4節 屋内退避、避難収容等の防護活動】</p> <p>長島町：薩摩川内市と同様の記載。【第2章 第7節 避難収容活動体制の整備】</p>

<p>防護措置を実施するまでは、屋内退避を実施する。 ・UPZ外においては、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行う。</p>	<p>避難を円滑に行うための対応策 (37、38 ページ) 自然災害等により避難策が被災した場合の避難先の調整 (39 ページ) 自然災害等により道路等が通行不能になった場合の復旧策 (40 ページ)</p> <p>5 . UPZ 圏内における対応 UPZ 圏内における防護措置の考え方 (42 ページ) UPZ 圏内住民の一時移転 (43 ページ) 一時移転に備えた関係者の対応 (44 ページ) UPZ 圏内の医療機関・社会福祉施設の避難先 (46 ページ) 一時移転等を行う際の情報伝達 (47 ページ) 受入先調整のためのデータベース (48 ページ) 医療機関・社会福祉施設の受入先確保のための調整スキーム (49 ページ) UPZ 圏内の学校・保育所等の防護措置 (50 ページ) UPZ 圏内における在宅の避難行動要支援者の防護措置 (51 ページ) UPZ 圏内の一時移転に必要な輸送能力の確保 (52 ページ) 他の地方公共団体からの応援計画 (53 ページ)</p>	<p>合には、原子力災害対策本部に対し、要請を行う。 (11) 家庭動物との同行逃避 (12) 住民等への避難指示</p>	<p>第5 災害時要援護者等への配慮 1 災害時要援護者等への配慮 2 在宅の災害時要援護者の避難 3 病院等医療機関における避難措置 4 社会福祉施設における避難措置 5 学校等施設における避難措置 6 避難誘導・移送体制時の留意事項</p> <p>【第4章 第4節 屋内退避、避難収容等の防護活動】</p>	
<p>(3) 緊急時モニタリングの実施 緊急時モニタリングの準備及び初動対応 警戒事態において緊急時モニタリングの実施の準備を行う。 急時モニタリングの実施 緊急時モニタリング実施計画に基づいて緊急時モニタリングセンターの指揮の下、緊急時モニタリングを実施する。</p>	<p>7 . 緊急時モニタリングの実施体制 (65 ページ)</p>	<p>県は、国の緊急時モニタリングセンターの立ち上げに協力し、原子力災害対策指針等に基づき、緊急時モニタリング実施計画を策定するとともに、緊急時モニタリングセンターの指揮の下、緊急時モニタリングを実施する旨を記載している。 【第4章 第4節 緊急時モニタリング】</p>	<p>市災害対策本部長が、県が行う緊急時モニタリングに協力する旨を記載。 緊急時モニタリングの体制、関係機関への協力要請、緊急時モニタリングの実施については、県の計画を抜粋して記載。 【第4章 第3節 緊急時モニタリング】</p>	<p>いちき串木野市：県の計画を抜粋して記載。【第4章 第3節 緊急時モニタリング】 阿久根市：県が行う緊急時モニタリングに協力する旨を記載。【第4章 第2節 4 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動】 鹿児島市：県の計画を抜粋して記載。【第4章 第4節 緊急時モニタリング】 出水市：阿久根市と同様の記載。【第4章 第2節 4 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動】 日置市：県の計画を記載。【第4章 第4節 第4 緊急時モニタリングの実施】 始良市：県の計画を抜粋して記載。【第4章 第3節 緊急時モニタリング】 さつま町：阿久根市と同様の記載。【第4章 第2節 4 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動】 長島町：阿久根市と同様の記載。【第3章 第3節 2 緊</p>

<p>(4) 緊急時における住民等への情報提供 多様なメディア等の使用可能な手段を駆使して、正確かつ分かりやすい内容で住民等に迅速に情報提供する。下記項目について定期的に繰り返し住民等に伝達する。 ・異常事態が生じた施設名及び発生時刻並びに異常事態の内容 ・周辺環境状況及び今後の予測 ・各区域あるいは集落別の住民の採るべき行動についての指示 報道機関に対して積極的に情報伝達に関する協力を求める。</p>		<p>県は、国及び市町と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめ分かりやすい例文を準備する旨を記載。 更に、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するように努め、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めることとしている。(情報伝達に当たって、広報誌、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、電気通信事業社、新聞社等の報道機関の協力を得る旨を記載。) 住民のニーズを踏まえた情報提供を行うとしており、原子力災害の状況、出荷制限の情報、交通規制、避難経路や避難所等の情報を提供するとしている。 【第4章 第10節 住民等への的確な情報伝達活動】</p>	<p>避難に当たっての市民等への指示事項をあらかじめ定めるとともに、利用可能なさまざまな情報伝達手段を活用し、繰り返し広報し、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努める旨を記載している。(情報伝達に当たって、防災行政無線、広報紙、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得る旨を記載。) 【第4章 第9節 市民等への的確な情報提供活動】</p>	<p>【急時モニタリング活動】 いちき串木野市：薩摩川内市の同様の記載。【第4章 第9節 住民等への的確な情報伝達活動】 阿久根市：薩摩川内市の同様の記載。【第4章 第9節 住民等への的確な情報伝達活動】 鹿児島市：薩摩川内市の同様の記載。【第4章 第10節 住民等への的確な情報伝達活動】 出水市：薩摩川内市の同様の記載。【第4章 第9節 住民等への的確な情報伝達活動】 日置市：薩摩川内市の同様の記載。【第4章 第10節 住民等への的確な情報伝達活動】 始良市：薩摩川内市の同様の記載。【第4章 第9節 住民等への的確な情報伝達活動】 薩摩川内市と同じ さつま町：薩摩川内市の同様の記載。【第4章 第9節 住民等への的確な情報伝達活動】 長島町：薩摩川内市の同様の記載。【第3章 第9節 町民等への的確な情報伝達活動】</p>
<p>安定ヨウ素剤の予防服用 ・PAZにおいては、全面緊急事態に至った時点で、直ちに、避難と安定ヨウ素剤の服用について指示を出すため、その指示に従い服用する。 ・PAZ外については、原子力規制委員会が必要性を判断し指示を出すため、その指示に従い服用する。 緊急被ばく医療 ・原子力災害時には、汚染や被ばくの可能性がある傷病者に対して、あらかじめ整備した医療体制に基づいて、初期対応段階における医療措置を円滑に行う。</p>	<p>8．緊急被ばく医療の実施体制 避難住民に対する安定ヨウ素剤の備蓄状況と緊急配布 (74ページ) 緊急被ばく医療体制 (76ページ)</p>	<p>原災本部の指示に基づき、事前配布された安定ヨウ素剤の服用を指示する、原則として医師の関与の下で安定ヨウ素剤を配布して服用を指示する、旨を記載している。 【第4章 第5節 5 安定ヨウ素剤の予防服用】</p>	<p>県が実施する住民等の健康管理、スクリーニング、除染及び安定ヨウ素剤の配布等の緊急被ばく医療活動等に協力する旨を記載している。 医療活動について、県の計画を抜粋。 【第4章 第8節 救助・救急、消化及び医療活動 第2 医療活動等】</p>	<p>いちき串木野市：薩摩川内市と同様の記載。【第4章 第8節 第2 医療活動等】 阿久根市：薩摩川内市と同様の記載。【第4章 第8節 救助・救急、消化及び医療活動】 鹿児島市：薩摩川内市と同様の記載。【第4章 第9節 救助・救急、消化及び医療活動】 出水市：薩摩川内市と同様の記載。【第4章 第8節 救助・救急、消化及び医療活動】 日置市：薩摩川内市と同様の記載。【第4章 第9節 第2 医療活動等】 始良市：薩摩川内市と同様の記載。【第4章 第4節 第4 避難の際の住民等に対するスクリーニングの実施】 さつま町：薩摩川内市と同様の記載。【第4章 第6節 2 汚染検査の実施】 長島町：薩摩川内市と同様の記載。【第3章 第8節 2 医療活動の協力】</p>
<p>汚染スクリーニング及び除染 ・汚染スクリーニングの実施に当たっては、それが必要な対象(人体・物品等)すべてに対して実施できるような場所を選定する。スクリーニングは、可能な限りバックグラウンドの値が低いところで行うことが望ましい。</p>	<p>8．緊急被ばく医療の実施体制 避難退域時検査・除染の実施地点 (75ページ)</p>	<p>県は、原子力災害対策指針に基づき、九州電力と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援の下、住民等のスクリーニング及びOILに基づく除染を行う旨を記載している。 また、車両については、避難区域外の避難経路においてスクリーニングを行い、汚染が認められる場合は、自衛隊等の関係機関の協力を得て除染を行うとしている。 【第4章 第5節 4 避難の際の住民等に対するスクリーニングの実施】</p>	<p>県が実施する住民等の健康管理、スクリーニング、除染及び安定ヨウ素剤の配布等の緊急被ばく医療活動等に協力する旨を記載している。 医療活動について、県の計画を抜粋。 【第4章 第8節 救助・救急、消化及び医療活動 第2 医療活動等】</p>	<p>いちき串木野市：薩摩川内市と同様の記載。【第4章 第8節 第2 医療活動等】 阿久根市：薩摩川内市と同様の記載。【第4章 第8節 救助・救急、消化及び医療活動】 鹿児島市：薩摩川内市と同様の記載。【第4章 第9節 救助・救急、消化及び医療活動】 出水市：薩摩川内市と同様の記載。【第4章 第8節 救助・救急、消化及び医療活動】 日置市：薩摩川内市と同様の記載。【第4章 第9節 第2 医療活動等】 始良市：薩摩川内市と同様の記載。【第4章 第4節 第4 避難の際の住民等に対するスクリーニングの実施】 さつま町：薩摩川内市と同様の記載。【第4章 第6節 2 汚染検査の実施】 長島町：薩摩川内市と同様の記載。【第3章 第8節 2 医療活動の協力】</p>

<p>飲食物の摂取制限</p> <p>・O I L 2 を超える地域を特定し、当該地域の地域生産物の摂取を制限する。飲食物の放射性各種濃度の測定結果が得られた段階では、O I L 6 の結果に基づき、飲食物の摂取制限が判断される。</p>	<p>2 . 緊急事態応急対策</p> <p>原子力災害対策指針が定める緊急時の防護措置（運用上の介入レベル：O I L)(9 ページ)</p>	<p>飲食物の出荷制限、摂取制限に関し、国の指示に基づき、避難指示等の対象地域の地域生産物の出荷制限・摂取制限を実施すること、原子力災害対策指針の基準を踏まえ飲食物の検査を実施すること、等を記載。</p> <p>飲用水、飲食物の摂取制限、農林水産物の採取及び摂取制限は、市町が実施する旨を記載。</p> <p>【第4章 第7節 飲食物の出荷制限、摂取制限等】</p>	<p>飲食物の出荷制限、摂取制限に関し、市が、避難指示等の対象地域の地域生産物の出荷制限・摂取制限を実施すること、原子力災害対策指針の基準を踏まえ飲食物の検査を実施すること、等を記載。</p> <p>【第4章 第6章 飲食物の出荷制限、摂取制限】</p>	<p>いちき串木野市：薩摩川内市と同様の記載。【第4章 第6節 飲食物の出荷制限、摂取制限】</p> <p>阿久根市：薩摩川内市と同様の記載。【第4章 第6節 飲食物の出荷制限、摂取制限等】</p> <p>鹿児島市：薩摩川内市と同様の記載。【第4章 第7節 飲食物の出荷制限、摂取制限等】</p> <p>出水市：薩摩川内市と同様の記載。【第4章 第6節 飲食物の出荷制限、摂取制限等】</p> <p>日置市：薩摩川内市と同様の記載。【第4章 第7節 飲食物の出荷制限、摂取制限等】</p> <p>始良市：薩摩川内市と同様の記載。【第4章 第6節 飲食物の出荷制限、摂取制限等】</p> <p>さつま町：薩摩川内市と同様の記載。【第4章 第6節 飲食物の出荷制限、摂取制限等】</p> <p>長島町：薩摩川内市と同様の記載。【第3章 第6節 飲食物の出荷制限、摂取制限等】</p>
<p>防災業務関係者の防護措置</p> <p>・安全を確保し、ある程度の被ばくが予想されることを踏まえた防護措置が必要である。</p>		<p>緊急事態応急対策にかかわる防災業務関係者の安全確保策として、安全確保方針、防護対策、防災業務関係者の放射線防護、を規定している。</p> <p>【第4章 第3節 6 防災業務関係者の安全確保】</p>	<p>緊急事態応急対策にかかわる防災業務関係者の安全確保策として、安全確保方針、防護対策、防災業務関係者の放射線防護、を規定している。</p> <p>【第4章 第2節 第6 防災業務関係者の安全確保】</p>	<p>いちき串木野市：薩摩川内市と同様の記載。【第4章 第2節 第6 防災業務関係者の安全確保】</p> <p>阿久根市：薩摩川内市と同様の記載。【第4章 第3節 6 防災業務関係者の安全確保】</p> <p>鹿児島市：薩摩川内市と同様の記載。【第4章 第3節 6 防災業務関係者の安全確保】</p> <p>出水市：薩摩川内市と同様の記載。【第4章 第3節 6 防災業務関係者の安全確保】</p> <p>日置市：薩摩川内市と同様の記載。【4 . 第3節 第6 防災業務関係者の安全確保】</p> <p>始良市：薩摩川内市と同様の記載。【第5編 第4章 第2節 第6 防災業務関係者の安全確保】</p> <p>さつま町：薩摩川内市と同様の記載。【第4章 第3節 6 . 防災業務関係者の安全確保】</p> <p>長島町：薩摩川内市と同様の記載。【第3章 第2節 (8) 防災業務関係者の安全確保】</p>
<p>各種防護措置の解除</p> <p>・防護措置の解除は、関連する地方公共団体との協議を行い、慎重な判断を行う。</p>		<p>県は、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、応急対策として実施された、立入り制限、飲食物の摂取制限、等の措置の解除を行う旨を記載している。</p> <p>【第6章 第5節 各種制限措置等の解除】</p>	<p>市は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、応急対策として実施された、立入り制限、飲食物の摂取制限、等の措置の解除を行う旨を記載している。</p> <p>【第6章 第4節 各種制限措置等の解除】</p>	<p>いちき串木野市：薩摩川内市の同様の記載。【第6章 第4節 各種制限措置等の解除】</p> <p>阿久根市：薩摩川内市の同様の記載。【第5章 第5節 各種制限措置の解除】</p> <p>鹿児島市：薩摩川内市の同様の記載。【第6章 第5節 各種制限措置の解除】</p> <p>出水市：薩摩川内市の同様の記載。【第6章 第5節 各種制限措置の解除】</p> <p>日置市：薩摩川内市の同様の記載。【第6章 第5節 各種制限措置の解除】</p> <p>始良市：薩摩川内市の同様の記載。【第6章 第4節 各種制限措置の解除】</p> <p>さつま町：薩摩川内市の同様の記載。【第6章 第5節 各種制限措置の解除】</p> <p>長島町：薩摩川内市の同様の記載。【第5章 第4節 各種制限措置の解除】</p>

【原子力災害対策指針（第4 原子力災害中長期対策）に示された基本的考え方】

（1）原子力災害中長期対策の基本的考え方

○ 原子力災害が発生した場合において、事態の一定の収束がなされた後においても、すでに環境中に放出されてしまった放射性物質等への適切な対応が必要になる。このため、以下の中長期的対策を、関係者間で十分に対話しながら進めることが重要である。

原子力災害対策指針 第4 原子力災害中長期対策	鹿児島県地域防災計画 （平成25年度版） 第6章 原子力災害中長期対策	薩摩川内市地域防災計画 （平成25年度版） 第6章 原子力災害中長期対策計画	いちき串木野市（H25.5）阿久根市（H25.5）鹿児島市、出水市（H25.6）日置市、姶良市（H25.5）さつま町、長島町（H25.6）
<p>（2）発災後の復旧に向けた環境放射線モニタリング 環境放射線モニタリングにより放射線量及び放射性物質濃度の経時的な変化を継続的に把握する。</p>	<p>県は、国の統括の下、関係省庁及び九州電力等と協力して継続的に環境放射線モニタリングを行う旨を記載している。 【第6章 第6節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表】</p>	<p>市は、国、県、九州電力及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行う旨を記載している。 【第6章 第3節 放射性物質による環境汚染への対処】</p>	<p>いちき串木野市：薩摩川内市と同様の記載。【第6章 第3節 放射性物質による環境汚染への対処】 阿久根市：薩摩川内市と同様の記載。【第5章 第4節 放射線物質による環境汚染への対処】 鹿児島市：県の計画を抜粋して記載。【第6章 第6節 緊急時モニタリングの実施と結果の公表】 出水市：薩摩川内市と同様の記載。【第5章 第4節 放射線物質による環境汚染への対処】 日置市：県の計画を抜粋して記載。【第6章 第6節 緊急時モニタリングの実施と結果の公表】 姶良市：薩摩川内市と同様の記載。【第6章 第3節 放射線物質による環境汚染への対処】 さつま町：薩摩川内市と同様の記載。【第5章 第4節 放射線物質による環境汚染への対処】 長島町：薩摩川内市と同様の記載。【第5章 第4節 放射性物質による環境汚染への対処】</p>
<p>（3）発災後の復旧に向けた個人線量推定 実際の個人の被ばく線量の推定を行い、それらの結果に基づいて、防護措置と除染措置を実施する。</p>			
<p>（4）発災後の復旧に向けた健康評価 放射線との関連が明かな疾患だけでなく、メンタルケア等も含めた健康状態を把握するための長期的な健康評価を実施する。</p>	<p>県は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び市町村とともに、原子力発電所の周辺地域の居住者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し、実施する旨を記載している。 【第6章 第11節 心身の健康相談体制の整備】</p>	<p>市は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び県とともに、市民等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し、実施する旨を記載している。 【第6章 第10節 心身の健康相談体制の整備】</p>	<p>いちき串木野市：薩摩川内市と同様の記載。【第6章 第10節 心身の健康相談体制の整備】 阿久根市：薩摩川内市と同様の記載。【第5章 第10節 心身の健康相談体制の整備】 鹿児島市：薩摩川内市と同様の記載。【第6章 第11節 心身の健康相談体制の整備】 出水市：薩摩川内市と同様の記載。【第6章 第10節 心身の健康相談体制の整備】 日置市：薩摩川内市と同様の記載。【第6章 第11節 心身の健康相談体制の整備】 姶良市：薩摩川内市と同様の記載。【第6章 第10節 心身の健康相談体制の整備】 さつま町：薩摩川内市と同様の記載。【第6章 第10節 心身の健康相談体制の整備】 長島町：薩摩川内市と同様の記載。【第5章 第11節 心身の相談体制の整備】</p>
<p>（5）除染措置 住民等が通常生活に復帰できるよう、除染措置を講じる。除染措置を講じる際には、社会的要因を考慮した効果的な計画を立てる。</p>	<p>県は、国、市町、九州電力及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染の対処に必要な措置を行う旨を記載している。 【第6章 第4節 放射性物質による環境汚染への対処】</p>	<p>市は、国、県、九州電力及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染の対処に必要な措置を行う旨を記載している。 【第6章 第3節 放射性物質による環境汚染への対処】</p>	<p>いちき串木野市：薩摩川内市と同様の記載。【第6章 第3節 放射性物質による環境汚染への対処】 阿久根市：薩摩川内市と同様の記載。【第6章 第4節 放射線物質による環境汚染への対処】 鹿児島市：薩摩川内市と同様の記載。【第6章 第4節 放射線物質による環境汚染への対処】 出水市：薩摩川内市と同様の記載。【第6章 第4節 放射線物質による環境汚染への対処】</p>

			<p>性物質による環境汚染への対処】 日置市：薩摩川内市と同様の記載。【第6章 第4節 放射性物質による環境汚染への対処】 始良市：薩摩川内市と同様の記載。【第6章 第3節 放射性物質による環境汚染への対処】 さつま町：薩摩川内市と同様の記載。【第6章 第4節 放射性物質による環境汚染への対処】 長島町：薩摩川内市と同様の記載。【第5章 第4節 放射性物質による環境汚染への対処】</p>
--	--	--	---